

別記様式（第5条関係）

No.	4250577	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部_はつらつ健康課				
				課長名	蒲生 尚子				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	精神保健事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	04	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	01	—	32	—	03
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	2	健康増進の支援						
	具体的な施策と内容	1	健康づくりの推進						
事務事業の目的	近年、自殺による死亡が全国的に増加し、深刻な社会問題となっており、本市の自殺率も、国・県より高い傾向にある。自殺の背景には、うつ・ストレス・不眠などのこころの健康問題があると言われていたため、こころの健康に関する知識の普及啓発、相談支援、自殺予防のための人材育成を充実し、自殺者の減少を図る。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康づくり講演会、パンフレット配布等の「普及啓発事業」 ・心理士や保健師によるこころの健康相談会等の「対面型相談支援事業」 ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し、適切な対応を行うためのゲートキーパー養成研修会等の「人材育成事業」 								
根拠法令、要綱等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、自殺対策基本法								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施									
評価対象年度の事業の内容									
対象（誰・何を）		内容（手段、方法等）							
全市民		<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康づくり講演会、パンフレット配布等の「普及啓発事業」 ・心理士や保健師によるこころの健康相談会等の「対面型相談支援事業」 ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し、適切な対応を行うための人材育成としてのゲートキーパー養成研修会 							
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）		市民一人一人が、こころの健康の重要性を理解し、心の不調の早期発見・早期対応ができるとともに自殺予防のために、「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」などの行動ができる。ひいては、自殺者の減少や精神疾患の医療費削減につなげる。							
事業開始時点からこれまでの状況変化等									
平成21年度までは、健康づくり事業として、精神保健の知識の普及啓発を中心に、こころの健康講演会等を実施してきたが、自殺対策基本法の成立に伴い、平成22年度からは、熊本県自殺対策推進事業の補助事業を受けて、普及啓発・対面型相談支援・人材育成事業に取り組んでいる。									
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費 (単位:円)				-	7,398,725	7,471,000	7,401,000	7,401,000	7,401,000
事業費(直接経費) (単位:円)				444,518	468,725	541,000	471,000	471,000	471,000
財源内訳	国県支出金			444,000	468,000	541,000	0	0	0
	地方債			0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)			0	0	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)			518	725	0	471,000	471,000	471,000
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:円)				-	6,930,000	6,930,000	6,930,000	6,930,000	6,930,000
正規職員従事者数 (単位:人)				-	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99
臨時職員等従事者数 (単位:人)				-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	こころの健康相談数	計画	-	550	560	570	580	580
			実績	543	462	-	-	-	
	②		計画	-					
			実績			-	-	-	-
	③		計画	-					
実績					-	-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
				①	自殺者数 厚労省人口動態統計による1年間の自殺による死亡者数 (H23年人口動態調査)	人	計画	-	29
②				実績	28	-	-	-	-
				計画	-				
③				実績					
				計画	-				
① ② ③ ① ② ③ ① ② ③ <記述欄>※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点	チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	精神保健福祉法により、精神障害の発生予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めなければならないとされ、また、自殺対策基本法では、自殺対策は、社会的な取り組みとして実施されなければならないとされ、国、地方公共団体、事業主、国民の責務も定められている。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	現代はストレス社会により、不眠や心の不調等を訴える人が増加傾向にあることから、より一層、事業を充実する必要があると考える。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	自殺対策基本法では、市町村が主体となって市民や事業所等との協働で実施していく責務を負っている。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	こころの相談件数は、H22年から281件、340件、543件と年々増加しており、不調を訴えている人が増加していると言える。医療機関紹介等、相談のルートに乗せたことで、自殺者数は、H23年30人・H24年28人と減少してきている。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	本市の自殺者数は、H22年以降は減少してきているが、平成25年以降については、まだ増減も予想される。今後も自殺者の減少のため、事業内容をさらに見直す余地はある。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	自殺対策基本法では、市町村が主体となって市民や事業所等との協働で実施していく責務を負っていることから、民間委託等は不可能である。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない ● 検討の余地あり 可能である	自殺者を一人でも減少させるためには、地域の中に気づき、傾聴、つなぎ、見守りなどの行動ができる人材を増やしていくことが効果的と言われているため、今後は、この人材育成の対象を市民や事業所等に広げ、地域全体の取り組みをしていくことで、コスト削減は可能である。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	こころの健康相談や支援については、専門的知識や多関係機関等の連携が必要とされ、非常勤による心理士と正規職員による連携体制で個別相談・支援の充実を図っている。これ以上、職員の人件費削減は不可能と考える。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	市町村の責務として、受益者負担は妥当でないと考えます。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善								
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 ● 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 今後は、人材育成の対象を市民や事業所等に広げ、市民との協働による自殺予防の取り組みを検討していく。また、心理士等による個別の相談内容を充実していく。				
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果							
改革改善内容								
今後さらに市民一人一人が、こころの健康の重要性を理解し、心の不調の早期発見・早期対応ができるとともに、「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」などの行動ができる市民を増やし、相談・支援を充実していくことで、自殺者の減少や精神疾患の医療費削減につなげる。								
改革改善による期待成果								
		コスト			外部評価の実施	有：外部評価(市民事業仕分け)	実施年度	平成22年度
		削減	維持	増加				
成果	向上		●		改善進捗状況等	H25進捗状況 2. 一部対応 H25取組内容 健康づくり事業の一環としてこころの健康づくりの充実に向けた要改善の評価を受け、平成23年1月より、こころの健康づくりの知識の普及啓発やこころの相談を充実した。		
	維持							
	低下							
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No.	4250579	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部 はつらつ健康課				
				課長名	蒲生 尚子				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	特定健診事業			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	08	—	02	—	01
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	01
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させることができるよう保健指導が必要な者を的確に抽出し、生活習慣の改善と生活習慣病予防を目的としている。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	40歳から74歳までの国保加入者が健診対象。腹囲の測定及びBMIの算出を行い、基準値(腹囲:男性85cm、女性90cm / BMI:25)以上の人で、血糖、脂質(中性脂肪及びHDLコレステロール)、血圧、喫煙習慣の有無から危険度によりクラス分類し、クラスに合った保健指導(積極的支援、動機付け支援)を提供する。								
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律 第二期特定健診等実施計画								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない				
事業期間	開始年度	平成20年度		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
40歳～74歳までの国民健康保険加入者	(実施方法) 複合健診(4月～11月)、巡回健診(7月)として集団健診を実施。医療機関健診(7月～1月)として個別健診を実施。 (自己負担金)800円 前年度年齢40,45,50,55歳の方は自己負担無料 (検査内容) 基本的な健診項目(受診者全員に実施): 質問(問診)、身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)、理学的検査(身体診察)、血圧測定、血中脂質検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)、肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP)、血糖検査(空腹時(随時)血糖)、尿検査(糖・蛋白)
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	詳細な健診の項目: 医師が必要と認めた場合実施する項目 心電図検査、眼底検査、貧血検査(赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値)
糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させ、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図り、生活習慣病関連の医療費適正化を目指す。	保険者独自追加項目: HbA1c・血清クレアチニン・尿酸・尿潜血
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
平成20年度から事業が開始され、平成24年度に第一期特定健診等実施計画を評価し、第二期特定健診等実施計画(計画期間: 25年度～29年度 5年間)を策定した。計画の内容については、大幅な変更はないが、平成29年度の特定健診実施率(目標値)は60%(第一期は65%)とした。(国が定める全国市町村国保の実施率と同様)	

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	—	94,958,875	130,510,000	131,950,000	133,950,000	135,950,000		
	事業費(直接経費)	(単位:円)	77,440,844	73,958,875	108,950,000	110,950,000	112,950,000	114,950,000	
	財源内訳	国県支出金	39,356,000	40,444,000	44,858,000	45,858,000	46,858,000	47,858,000	
		地方債	0	0	0	0	0	0	
		その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0	
		一般財源 (特別会計→事業収入)	38,084,844	33,514,875	64,092,000	65,092,000	66,092,000	67,092,000	
	人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
	概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	21,000,000	21,560,000	21,000,000	21,000,000	21,000,000	
正規職員従事者数	(単位:人)	—	3.00	3.08	3.00	3.00	3.00		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 特定健康診査実施率 H25年度実施率は、速報値。11月に確定予定。	%	計画	—	34	35	40	43	45
			実績	33.8	32.5	—	—	—	—
	②		計画	—	—	—	—	—	
			実績	—	—	—	—	—	
	③		計画	—	—	—	—	—	
実績			—	—	—	—	—		
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	法定報告は次年度の11月頃確定するため、前年度の数値で評価する。	%	計画	-	26.5	26	25.5	25.5	25
				実績	26.6	26.4	-	-	-	-
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	高齢者の医療の確保に関する法律により医療保険者に義務付けられている。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	健康への市民の関心は高いものの特定健診については、どうもないから、忙しいから、病院に掛かっているから等の理由で受けない者も多い。健診の意義、目的を市民にわかりやすく周知徹底していく必要がある。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	生活習慣病の改善を図ることで、医療費の増大を抑制し、国保事業の健全化に貢献している。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	未受診者への勧奨通知の送付や健診PR会の開催など受診率の向上を図っているが、受診率の伸び悩みがあり、目標受診率には達していない。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	受診率向上を目指し、健診PR方法や健診体制等、検討を重ねていく必要がある。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	現在、実施している事前準備・健診受付等に係る職員の事務作業を委託事業として検討していくことは可能である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	自費での人間ドック情報提供者へ費用の一部を助成することで、健診受診率の向上につながる。実施に向けて、検討に入る。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	非常勤職員等による対応も考えられるが、実施する業務に限界がある。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	40歳・45歳・50歳・55歳の方に対して、自己負担無料としており、健診の意識付けと継続した受診に繋がっている。今後は、継続受診者に対するインセンティブ付与等も検討していく。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 今後も健診の意義・目的を市民にわかりやすい周知啓発などPR活動を積極的に行い、受診者にとって効率的な受診の機会が確保できるよう、医師会をはじめ関係機関と協議を図りながら対応策を検討していく。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果								
改革改善内容 より効果的な健診PRや受診しやすい健診体制の構築に取り組むとともに、受診促進のため、自費での人間ドック情報提供者への助成金や受診者へのインセンティブ付与等を検討していく。									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上			●	改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持					H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					(委員からの意見等)				
					健診の周知は文書によるものだけでなく、地域に向くなど積極的な取り組みを実施すること。				

別記様式（第5条関係）

No.	4250580	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
評価対象年度		平成25年度		所管課・係名	健康福祉部_はつらつ健康課				
				課長名	蒲生 尚子				
(Plan) 事務事業の計画									
事務事業名	特定保健指導事業			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	08	—	02	—	01
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	02
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	動脈硬化の原因となるメタボリックシンドロームの者に対して、生活習慣改善等の保健指導を早期に介入することで、糖尿病や心筋梗塞・脳梗塞等の疾病を未然に防ぎ、疾病の発症及び重症化を予防することを目的とする。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	健診結果・質問票から、生活習慣の改善が必要な「積極的支援」「動機づけ支援」対象者を抽出し、保健指導を行い、生活習慣の改善を図る。 保健指導は、自らの健診結果より自分の体の状態を知り、生活を振り返り生活習慣改善の行動目標を設定するとともに、その行動目標が実践できるように支援を行う。								
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律 第二期特定健診等実施計画								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない				
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定					

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容										
対象（誰・何を）	内容（手段、方法等）									
特定健診受診後、「動機づけ支援」「積極的支援」の対象者	【実施内容】 標準的な健診・保健指導プログラム(改訂版)に基づき行う。 対象者には、個別の初回面接を実施し、積極的支援・動機づけ支援のプログラムの提供の同意を得て6か月間の継続支援を行う。 6か月後に身体状況・生活習慣の変化等の評価を行う。									
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）	【実施方法】 複合健診後の動機づけ支援のみ一部委託している。その他の特定保健指導は、職員・非常勤職員(保健師・管理栄養士)の直営で行う。 継続支援のために継続支援教室(特得クラブ)を委託により開催する。									
糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させることで、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図り、医療費適正化を目指す。										
事業開始時点からこれまでの状況変化等										
平成20年度に「特定健診係」を新設し、重点的に事業を実施した。医療費抑制のためには、特定保健指導対象者以外の疾病の発症・重症化ハイリスク者に対しても保健指導が必要であることが分析され、平成23年度から特定保健指導を一部委託し、特定保健指導の対象とならない情報提供者に対しても、優先順位を定め、健康増進事業(一般会計)で実施している。平成23年度から継続支援のため委託による教室(特得クラブ)を開催したが、参加者の減少から費用対効果を検討しH25年度で中止とした。										
コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込			
総事業費	(単位:円)	-	28,803,278	33,349,000	33,691,000	36,348,000	36,848,000			
事業費(直接経費)	(単位:円)	6,436,050	7,663,278	12,209,000	12,551,000	15,208,000	15,708,000			
財源内訳	国県支支出金	6,010,000	5,030,000	6,158,000	6,500,000	7,000,000	7,500,000			
	地方債	0	0	0	0	0	0			
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0			
	一般財源(特別会計→事業収入)	426,050	2,633,278	6,051,000	6,051,000	8,208,000	8,208,000			
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込			
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	21,140,000	21,140,000	21,140,000	21,140,000	21,140,000			
正規職員従事者数	(単位:人)	-	3.02	3.02	3.02	3.02	3.02			
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	1.50	1.70	2.25	2.25	2.25			
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	特定保健指導実施率 ※H25年度実績は速報値。法定報告値の確定は11月頃	%	計画	-	45	45	50	55	60
				実績	45.5	42.6	-	-	-	-
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	法定報告は次年度の11月頃確定するため、前年度の数値で評価する。	%	計画	-	26.5	26	25.5	25.5	25
				実績	26.6	26.4	-	-	-	-
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施している。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	特定健診の質問項目から約半数の方が保健指導を希望されている。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法律に基づき八代市国保が実施主体である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	平成23年度以降特定保健指導の一部を委託したことで特定保健指導実施率が向上した。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	継続支援の方法を検討し、特定保健指導の終了率の向上を図る。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	一部を委託している。 委託については、1件当たりの単価が高額になるため委託の拡大は財政的に厳しい。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	目的、方法が法律に基づき示されており、他事業との統合等はできない。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない ● 検討の余地あり 可能である	非常勤職員等による対応を検討していく。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	現在自己負担無で実施している。実施率アップを目指すには受益者負担は難しい。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止)		(今後の方向性の理由) 生活習慣病の重症化予防に取り組むためには、特定保健指導だけでなく、特定保健指導の対象とならない情報提供のハイリスクに対しても積極的に取り組んでいくことが求められる。それについては、健康増進事業の中で取り組んでいく。 特定保健指導の委託については、経費や事務量の増大等も考えられるため、現状を維持し、非常勤職員等での対応を考えていく。	
	2 民間実施			
3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等)				
● 4 市による実施(要改善)				
5 市による実施(現行どおり)				
6 市による実施(規模拡充)				
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果			
	特定保健指導利用者については、糖尿病・高血圧・脂質異常症等発症及び重症化予防につながり、医療費適正化効果をもたらす。今後も特定保健指導の実施率向上を目指すと共に、指導内容をより充実していくためにスタッフの研修等を強化していく。			
改革改善による期待成果				
成果	コスト			
		削減	維持	増加
	向上			●
	維持			
	低下			
外部評価の実施		無		実施年度
改善進捗状況等	H25進捗状況			
	H25取組内容			
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No.	4250569	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部_はつらつ健康課				
				課長名	蒲生 尚子				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	特別会計繰出金事業(はつらつ)			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	04	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	06	—	12	—	15
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために						
	施策の大綱(節)【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営						
	施策の展開(項)【施策】	2	財政の健全性の確保						
	具体的な施策と内容	3	計画的な財政運営						
事務事業の目的	地域住民の生活に必要な水道・病院事業などのサービスを提供するために市が運営する特別(事業)会計に対し、地方公営企業法に基づき、特別(事業)会計に一般会計から繰出する。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	簡易水道事業特別会計、診療所特別会計、水道事業会計、病院事業会計に一般会計から繰出する予算(主に人件費と企業債元利償還金など)を確保する。								
根拠法令、要綱等	地方公営企業法等								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない		
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
市立病院・診療所、水道事業の特別会計	特別会計側の決算終了後、一般会計から繰出す金額を(主に人件費・児童手当・企業債元利償還金・その他運営経費など)支払う。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道事業特別会計繰出金 130,945,645円 ・診療所特別会計繰出金 28,274,230円 ・水道事業会計繰出金(企業債元金) 49,738,000円 ・水道事業会計繰出金(企業債利子) 1,524,000円 ・病院事業会計出資金(資本) 8,054,343円 ・病院事業会計負担金(収益収支) 131,711,657円
・特別会計側の決算終了後、一般会計から繰出す金額を(主に人件費・児童手当・企業債元利償還金・その他運営経費など)支払う。	
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
各特別(事業)会計の実情に即しながら繰出する。	

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	350,387,875	171,469,000	157,428,000	147,282,000	140,490,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	356,920,670	350,247,875	171,399,000	157,288,000	147,142,000	140,350,000
財源内訳	国県支支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)	356,920,670	350,247,875	171,399,000	157,288,000	147,142,000	140,350,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	140,000	70,000	140,000	140,000	140,000
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
			計画	—					
	①			実績					
				計画	—				
②			実績						
			計画	—					
③			実績						
			計画	—					

(記述欄)※数値化できない場合
各特別(事業)会計の実情に即しながら繰出しているため、指標にするのは困難。

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 各特別(事業)会計の実情に即しながら繰出しているため、指標にするのは困難。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	地方公営企業法に基づく事業
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	一般会計から繰出するだけであり、市民のニーズには影響ない。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	地方公営企業法に基づき一般会計から繰出するため妥当性はある。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	一般会計から特別会計に繰出するため、成果目標を数値化できない。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	一般会計から特別会計に繰出するため、成果目標等を数値化できない。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	地方公営企業法に基づき一般会計から繰出している。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	地方公営企業法に基づき一般会計から繰出している。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	人件費は庶務事務程度で見直しは困難。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	受益者負担はない。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 特別会計等の健全な財政運営を確保するため、法令で定められた基準内の金額または歳入の不足分に対し、予算の相互充用として、一般会計からの繰出しを行う。		
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 地方公営企業法に基づき一般会計から繰出するため現行どおりとする。			
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		●	
	低下			
外部評価の実施		無		実施年度
改善進捗状況等	H25進捗状況			
	H25取組内容			
決算審査特別委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No. 4250570

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部_はつらつ健康課
課長名	蒲生 尚子

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	特別会計繰出金事業(はつらつ)		会計区分		01 一般会計	
			款項目コード(款-項-目)	04	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	06	—	12 — 15
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために			
	施策の大綱(節)【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営			
	施策の展開(項)【施策】	2	財政の健全性の確保			
	具体的な施策と内容	3	計画的な財政運営			
事務事業の目的	地域住民の生活に必要な水道・病院事業などのサービスを提供するために市が運営する特別(事業)会計に対し、地方公営企業法に基づき、特別(事業)会計に一般会計から繰出する。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	簡易水道事業特別会計、診療所特別会計、水道事業会計、病院事業会計に一般会計から繰出する予算(主に人件費と企業債元利償還金など)を確保する。					
根拠法令、要綱等	地方公営企業法等					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定	

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
八代市病院事業会計のうち市立病院の耐震診断事業に伴う繰出	八代市病院事業会計のうち市立病院の耐震診断事業費(H25年繰越分)に繰出する。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
八代市病院事業会計のうち市立病院の耐震診断事業費(H25年繰越分)に繰出する。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

繰越分のため各特別(事業)会計の実情に即しながら繰出する。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)	-	3,595,500	0	0	0	0	
事業費(直接経費)	(単位:円)		3,455,500		0	0	0	
財源内訳	国県支出金		1,325,000		0	0	0	
	地方債		0		0	0	0	
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)		0		0	0	0	
	一般財源 (特別会計→事業収入)		2,130,500		0	0	0	
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	140,000	0	0	0	0	
正規職員従事者数	(単位:人)	-	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①		計画	-				
			実績			-	-	-
	②		計画	-				
			実績			-	-	-
	③		計画	-				
実績					-	-	-	
(記述欄)※数値化できない場合 各特別(事業)会計の実情に即しながら繰出しているため、指標にするのは困難。								

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 各特別(事業)会計の実情に即しながら繰出しているため、指標にするのは困難。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	地方公営企業法に基づく事業
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	一般会計から繰出するだけであり、市民のニーズには影響ない。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	地方公営企業法に基づき一般会計から繰出するため妥当性はある。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	一般会計から特別会計に繰出するため、成果目標を数値化できない。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	一般会計から特別会計に繰出するため、成果目標等を数値化できない。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	地方公営企業法に基づき一般会計から繰出している。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	地方公営企業法に基づき一般会計から繰出している。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	人件費は庶務事務程度で見直しは困難。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	受益者負担はない。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 特別会計等の健全な財政運営を確保するため、法令で定められた基準内の金額または歳入の不足分に対し、予算の相互充用として、一般会計からの繰出しを行う。					
	改革改善内容 今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 地方公営企業法に基づき一般会計から繰出するため現行どおりとする。								
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持		●			H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No.	4250575	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部_はつらつ健康課				
				課長名	蒲生 尚子				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	乳幼児健康支援事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	04	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	01	—	21	—	04
施策の体系 (八代市総会計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	2	安心して出産・子育てできるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	母子保健の充実						
	具体的な施策と内容	2	乳幼児の健康支援						
事務事業の目的	子どもが心身ともに健やかに育つことを目的に、訪問指導や乳幼児健診等を実施し、保護者が子どもの発達段階に応じた健康的なかかわりができるように支援する。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 ・赤ちゃん広場等育児学級 ・4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査 ・こども発達相談、個別育児相談 ・乳幼児訪問指導 ・離乳食教室 								
根拠法令、要綱等	母子保健法、児童福祉法								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない				
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施										
評価対象年度の事業の内容										
対象（誰・何を）				内容（手段、方法等）						
母子及びそれらを取り巻く全市民				<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 ・赤ちゃん広場等育児学級 ・4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査 ・こども発達相談、個別育児相談 ・乳幼児訪問指導 ・離乳食教室 						
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）										
子どもの疾病の予防、早期発見・早期治療はもちろん、保護者が安心して子育てに取り組み、子どもの発達段階に応じた健康的なかかわりができるようになることで、心身ともに健全な子どもの育成と子どもの頃からの生活習慣病を予防する。										
事業開始時点からこれまでの状況変化等										
第1子及び未熟児や乳幼児健診等で経過観察が必要な児に対して、又は産後精神的に不安定な母親等に対しては、母子保健法の中で訪問指導を実施していたが、育児不安や児童虐待が増加する中で児童福祉法が改正され、本市は平成21年度から、母子保健法と児童福祉法に準じた乳児家庭全戸訪問事業を取り入れ、子どもの健やかな育成に努めている。										
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費 (単位:円)				—	80,240,109	80,791,000	80,791,000	80,791,000	80,791,000	
事業費(直接経費) (単位:円)				13,712,439	15,700,109	16,251,000	16,251,000	16,251,000	16,251,000	
財源内訳	国県支出金			3,604,600	3,588,000	4,796,000	4,796,000	4,796,000	4,796,000	
	地方債			0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源（特別会計→繰入金）			0	0	0	0	0	0	
	一般財源（特別会計→事業収入）			10,107,839	12,112,109	11,455,000	11,455,000	11,455,000	11,455,000	
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員) (単位:円)				—	64,540,000	64,540,000	64,540,000	64,540,000	64,540,000	
正規職員従事者数 (単位:人)				—	9.22	9.22	9.22	9.22	9.22	
臨時職員等従事者数 (単位:人)				—	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	乳児全戸訪問指導実施率	%	計画	—	98.4	98.6	98.8	99	99.2
				実績	98.2	98.5	—	—	—	—
	②			計画	—					
				実績			—	—	—	—
	③			計画	—					
実績						—	—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 3歳児健診受診率	1年間に3歳児健診を受診した子どもの割合	%	計画	-	96	97	97.5	98	98.5
				実績	95.6	96.9	-	-	-	-
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	母子保健法では乳幼児健康診査のうち、1歳6か月、3歳は義務化され、4ヶ月・7か月については勧奨となっているが、健診の場を通じて子どもの発達段階に応じた健康管理や育児について必要な知識の普及に努めていることから市民の健康づくりの基礎として位置づけられる。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	核家族や女性の社会進出等で市民ニーズが多様化し、子育てと仕事の両立を図るための子育て対策や健康な子どもを産み育てるための対策が重要視され、子ども・子育て支援新制度の中で、子育て支援の充実が義務付けされた。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	また、未熟児や新生児を含む乳児全戸訪問は義務化された事業であるため、本事業の継続は妥当である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	成果目標である乳児全戸訪問指導実施率や乳幼児健診受診率は順調に推移している。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	乳幼児健診結果では、朝食の欠食、就寝時間が遅い等、健やかな心と体の基本となる生活習慣の確立ができていない等の課題もことから、さらに、保護者の育児意欲が高まるような健診・相談・教室等の内容の見直しも必要である。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	個別による乳幼児健診や訪問指導の委託も考えられるが、一件当たりの委託料となるため、コスト高となる。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない ● 検討の余地あり 可能である	乳幼児健診未受診者への受診勧奨や保護者の不安軽減を重視した個別対応を充実するためには、子育て支援センター等、子育て支援関係団体と協働した育児講座の開催や、さらに民生児童委員や保育所等、関係機関との連携を密にするなどの検討が必要である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない ● 検討の余地あり 可能である	非常勤職員による乳幼児全戸訪問を実施しているが、要支援者や複雑多岐に渡る内容は正規職員での対応が不可欠である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直しが必要である	義務化された事業であるため、受益者負担は妥当ではない。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等)		(今後の方向性の理由) 保護者ニーズの多様化に対応した健診・相談・教室等の体制づくりを検討していくとともに、子育て支援団体や関係機関等との連携を密にしながら安心して子育てができるような体制づくりを検討していく。	
	● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果				
改革改善内容 関係機関との連携を密にした個別対応の充実や生活習慣病予防教育を充実し、出産後から乳幼児期までの訪問指導、健康教育、健康相談、健康診査を充実することで、心身ともに健全な子どもの育成と子どもの頃からの生活習慣病予防に努めていく。				
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			
外部評価の実施		無		実施年度
改善進捗状況等		H25進捗状況		
		H25取組内容		
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No. 4250574

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部 はつらつ健康課
課長名	蒲生 尚子

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	妊産婦健康支援事業		会計区分	01 一般会計		
			款項目コード(款-項-目)	04	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	01	—	21 — 02
施策の体系 (八代市総計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	2	安心して出産・子育てできるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	母子保健の充実			
	具体的な施策と内容	1	妊産婦の健康支援			
事務事業の目的	安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠中の健康管理や親となるための知識や技術を習得するための支援を行う。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	安心して出産・育児ができるよう妊娠届出をした妊婦を対象に、母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠期の健康管理や出産・育児に必要な知識や技術等の保健指導を行うとともに、妊娠前の命の尊さを理解するための思春期健康教育を学校と連携しながら行う。 ○母子健康手帳交付 ○保健指導(母子手帳交付時の健康教育 両親学級 妊婦健康相談 家庭訪問指導 思春期教育 妊娠前の健康教育など) ○妊婦健康診査					
根拠法令、要綱等	母子保健法、子ども・子育て支援法((平成24年8月22日施行)第59条13)					
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定	

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
母性およびそれらを取り巻く全市民	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時の母子健康手帳交付及び保健指導 ・医療機関委託による妊婦健康診査費用の最大14回助成 ・妊婦健康診査受診勧奨と健診結果異常者への保健指導 ・妊婦訪問指導 ・講話、妊婦疑似体験等の実技を交え、父親の育児参加促進に力点を置いた両親学級 ・学校と連携した性教育
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
妊娠中の異常の早期発見・早期治療や心身ともに安定した環境で母体管理を行うことで、安全な出産と健康な児の出生をめざす。さらに、低体重児の出生を減らすことで、育児不安の軽減や、養育医療費の削減、ひいては将来の生活習慣病の減少につなげる。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

妊婦健康診査の公費助成は、平成20年3月までは2回となっていたが、同年4月から5回に拡大、さらに21年1月から14回へと拡大され、25年4月からは交付税化へと移行したため、本市も国の動向に沿った事業を展開している。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	—	104,287,718	104,522,000	104,500,000	104,500,000	104,500,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)		93,787,718	94,022,000	94,000,000	94,000,000	94,000,000		
財源内訳	国県支出金		0	0	0	0	0		
	地方債		0	0	0	0	0		
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)		0	0	0	0	0		
	一般財源 (特別会計→事業収入)		93,787,718	94,022,000	94,000,000	94,000,000	94,000,000		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	10,500,000	10,500,000	10,500,000	10,500,000	10,500,000		
正規職員従事者数	(単位:人)	—	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 妊婦健康診査延べ受診件数	人	計画	—	12,950	13,100	13,250	13,400	13,500
			実績	12,294	13,028	—	—	—	—
	②		計画	—					
			実績			—	—	—	—
	③		計画	—					
実績					—	—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
				①	低出生体重児の割合	1年間に生まれた児の内、出生体重が2500g未満の児の割合（人口動態調査に基づき、数値は前年次となる。）	%	計画	-	8.25
②				実績	7.6	-	-	-	-	-
				計画	-					
③				実績						
				計画	-					
<記述欄>※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	母子保健法は、母子の健康の保持及び増進を図るため、地方公共団体は保健指導、健康診査、その他の措置を講じている。保健指導はその柱で、本市の少子化対策や健康な人づくりの観点からも上位施策に結びつくものである。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	妊婦健康診査は、子ども・子育て支援法の中に位置づけられ、市民ニーズも大きいことから本事業の役割は重要である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	妊婦健康診査の14回公費助成は、国が25年度以降も、妊婦の健康管理の充実と経済的負担を軽減するため、交付税措置へと移行し、子育て支援事業の1つとしている。民間医療機関等で提供される内容との重複を避け、対象の健康状態やニーズに応じた内容の提供に努めている。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	妊婦健診受診者数に増減があるが、妊婦健診助成回数の拡充により妊娠届け出時期が早くなり、妊娠早期から適切な保健指導が行えるようになった。また、妊婦健診結果から異常を早期に発見し、早期治療を行う等、安全な出産へと導くことができている。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	低出生体重児の更なる減少を図るためには、事業内容を見直す余地はある。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	本事業のうち母子健康手帳交付等については、新たな民間委託や他事業との統合の可能性は考えられない。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない ● 検討の余地あり 可能である	妊婦健康診査後の保健指導は、委託医療機関においても実施されている。医療機関と当課の連携の強化は必要であり、互いに情報提供しながら指導を行うことでより一層効率性が期待できる。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	妊産婦やその家族への支援は、個々に応じた多方面からの専門的支援が必要とされるため、非常勤職員では限界がある。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	妊婦健康診査にかかる費用は、14回分の規定の検査内容分は無料だが、妊娠状況により自己負担金も発生する。受益者負担が生じることで受診者が減少する可能性も懸念されることから、見直しの余地はないと考える。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等)		(今後の方向性の理由) 低体重児と生活習慣病の関係等、近年明らかになった知見に基づき、妊娠中あるいは妊娠前からの健康管理の重要性がクローズアップされている。妊婦の適正な体重管理や喫煙、歯周病と流産の問題等、妊娠中の健康管理や親としての心構え等の保健指導の充実を図るとともに、妊婦健康診査の14回助成を継続し、受診勧奨や健診結果で異常のある妊婦への栄養指導や訪問指導を充実するなど、さらに内容の改善に努めていく。	
	● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果				
改革改善内容 妊娠前や妊娠中の命を大切にするための知識の普及啓発を充実するとともに、定期的な妊婦健康診査の受診勧奨や医療機関と連携した保健指導の充実を図ることで、安心して子どもを産み育てることができる環境を作る。さらに、低体重児の出生を減らすことで、育児不安の軽減や、養育医療費の削減、ひいては将来の生活習慣病の減少につなげる。				
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			
		外部評価の実施		無
		実施年度		
改善進捗状況等		H25進捗状況		
		H25取組内容		
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No. 4250573

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部_はつらつ健康課
課長名	蒲生 尚子

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	不妊治療助成事業		会計区分	01 一般会計		
			款項目コード(款-項-目)	04	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	01	—	21 — 01
施策の体系 (八代市総計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	2	安心して出産・子育てできるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	母子保健の充実			
	具体的な施策と内容	1	妊産婦の健康支援			
事務事業の目的	特定不妊治療(体外受精又は、顕微鏡授精による不妊治療)を受ける夫婦に対し、不妊治療費助成金を給付することにより、経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進する。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	特定不妊治療にかかる自己負担額から、熊本県特定不妊治療費助成金額分等(15万円)を差し引いた額の2分の1(上限5万円まで)を助成額とする。 助成の回数は、1年度当たり2回(初年度のみ3回)まで、通算5年間で10回まで申請することができる。ただし、平成26年度以降初めて申請する方が40歳未満の場合は、43歳になるまでに通算6回までの助成が受けられる。					
根拠法令、要綱等	八代市不妊治療助成要領					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成24年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
特定不妊治療(体外受精又は、顕微鏡授精による不妊治療)を受ける夫婦	・特定不妊治療を受けた場合は、まず、熊本県(八代保健所)に申請を行い。そこで自己負担が15万円を超えた場合は、八代市へ県の決定通知を添えて申請を行う。八代市は申請を受け、市税の完納調査を行い、完納であれば、自己負担から熊本県特定不妊治療費助成金額分等(15万円)を差し引いた額の2分の1(上限5万円まで)を助成する。助成の回数は、1年度当たり2回(初年度のみ3回)まで、通算5年間で10回まで申請することができる。ただし、平成26年度以降初めて申請する方が40歳未満の場合は、43歳になるまでに通算6回までの助成が受けられる。 ・保健所や医療機関に広報のパンフレットを置いている。また、ホームページでも参照できる。 (事業費) 特定不妊治療費助成扶助費 2,322,000円
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
不妊治療に対する経済的負担の軽減を図ることにより、妊娠を望む夫婦を安心して妊娠・出産へと導くことができる。ひいては、少子化対策の一助となる。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

八代市において、この事業は平成24年度から開始したが、国は平成26年度から28年度にかけて制度改正(年齢制限・上限回数等)を実施しているため、市においても国の制度と同期をとる必要がある。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)	-	3,301,807	3,086,000	3,086,000	2,735,000	2,735,000	
事業費(直接経費)	(単位:円)	1,548,673	2,321,807	2,106,000	2,106,000	1,755,000	1,755,000	
財源内訳	国県支支出金	0	0	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0	
	一般財源 (特別会計→事業収入)	1,548,673	2,321,807	2,106,000	2,106,000	1,755,000	1,755,000	
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	980,000	980,000	980,000	980,000	980,000	
正規職員従事者数	(単位:人)	-	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	① 申請者数	計画	-	40	40	40	33	33
		実績	31	45	-	-	-	-
	② 申請件数	計画	-	60	60	60	50	50
		実績	45	65	-	-	-	-
	③	計画	-	-	-	-	-	-
実績		-	-	-	-	-	-	
<記述欄>※数値化できない場合								

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 母子手帳交付者数	不妊治療において懐妊に成功した人数		計画	-	10	10	10	10	10	
				実績	7	14	-	-	-	-	
	②				計画	-					
					実績			-	-	-	-
	③					計画	-				
						実績			-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合											

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	本事業は、八代市独自に不妊治療中の方に金銭的に援助するもので、一部の市民にしかメリットはないが、少子化対策の一助として、施策的には妥当性がある。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	妊娠を希望する夫婦にとって、不妊治療費が高額であることが一つのネックとなっており、この事業の役割も妥当性がある。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	県の助成に上乗せする形なので県の事業と競合しているが、市税の納付状況の調査や県との連携も必要であり、市が取り組む事業である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	申請者45人のうち14人(31.1%)が懐妊しており、昨年度7人(22.6%)と比べると順調に推移しているといえる。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	成果を向上させるためには、多くの人に治療を受けてもらう必要があるが、自己負担額が高額になるため、勧奨も難しい。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	母子相談等専門知識が必要なため、委託や非常勤職員では困難である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	類似・関連する事業はない。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	母子相談等専門知識が必要なため、委託や非常勤職員では困難である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直しが必要である	一般財源の扶助費であるため、助成上限額5万円を引き下げることが検討しているが、治療費が高額なため大幅な引き下げは難しい。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善									
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 受益者が特定の人に限られるが、懐妊を望む夫婦のために、また、少しでも少子化対策になれば良いと考え事業は継続する。					
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果								
改革改善内容 平成28年度からは、申請の上限年齢が42歳まで、上限回数が最初の申請時年齢が40歳未満は6回、40歳以上は3回までとなり、現在より申請件数は減少するが、妊娠のする人数は維持し、妊娠する割合は高くなる。									
改革改善による期待成果									
		コスト			外部評価の実施	無		実施年度	
		削減	維持	増加					
成果	向上				改善進捗状況等	H25進捗状況			
	維持	●				H25取組内容			
	低下								
決算審査特別委員会における意見等					特になし (委員からの意見等)				

別記様式（第5条関係）

No.	4250562	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部_はつらつ健康課				
				課長名	蒲生 尚子				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	保健センター管理運営事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	04	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	01	—	31	—	01
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	1	保健・医療の充実						
事務事業の目的	市民の健康の保持及び増進を図るとともに市民の自主的な保健活動の場に資するとともに市民の健康づくりの拠点となっている、保健センターの管理運営を行う。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	保健センターは、安全で衛生的な施設環境を保持する必要があるが、供用開始以来20年以上経過しているため、施設の老朽化が進んでおり、随時建物や設備の補修を行う。また、各種健診を実施し市民の健康づくりを支える拠点としてのみならず、特定健診や保健指導に係る事業の実施会場及び健康に関する情報発信拠点として、保健衛生活動を展開する。								
根拠法令、要綱等	地域保健法								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託		全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施									
評価対象年度の事業の内容									
対象（誰・何を）		内容（手段、方法等）							
施設「八代市保健センター」		<内容> ・施設の運営・管理を行う。(電気料、電話料、電灯など消耗品交換、燃料費、施設設備等の保守点検及び修繕、空調機等電気設備の保守点検及び修繕、消防設備等点検、その他)							
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）									
・各種健診で利用する市民が安全・快適に利用できる環境を保持する。 ・市民が健康づくりや保健衛生に関する情報を積極的に収集できる施設とする。									
事業開始時点からこれまでの状況変化等									
平成3年に建設された施設で、市民の健康づくり事業も増加し、施設利用回数も増えている。建物や電気設備は、経過年数とともに修繕に係る費用が高んでいる。また、災害時の避難所に指定されているが、建物の一部でひび割れや雨漏りも確認される。									
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費 (単位:円)				-	15,807,395	13,322,000	14,190,000	14,190,000	14,190,000
事業費(直接経費) (単位:円)				9,347,992	12,027,395	9,122,000	9,990,000	9,990,000	9,990,000
財源内訳	国県支出金			0	0	0	0	0	0
	地方債			0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)			54,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
	一般財源 (特別会計→事業収入)			9,293,992	11,979,395	9,074,000	9,942,000	9,942,000	9,942,000
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:円)				-	3,780,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000
正規職員従事者数 (単位:人)				-	0.54	0.60	0.60	0.60	0.60
臨時職員等従事者数 (単位:人)				-	0.00	0.63	0.75	0.75	0.75
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	計画		-					
		実績							
	②	計画		-					
		実績							
	③	計画		-					
		実績							
(記述欄)※数値化できない場合 施設管理であるため、直接的に市民サービスを提供するわけではない。									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 施設管理であるため、直接的に市民サービスを提供するわけではない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	本事業は、市民の健康づくりや各種健診等を実施するうえで必然となる施設の運営管理が主であるため、目的が明確で、上位施策に結び付く。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	市民の健康づくりや各種健診等を実施しているため、事業の役割は十分ある。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	市民の健康づくりや各種健診等を実施するため、市が取り組む事業として妥当である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	各種健診会場としての機能は十分である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	市民の健康づくりや各種健診等を実施するための拠点となっている施設管理の事業として、見直しの余地はない。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	すでに施設の電気設備や植木管理など専門性のある保守管理業務は、民間に委託している。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	鏡保健センターでは同一業務を行っているが、市民の利便性を考慮し、地域別(旧鏡町・千丁町・東陽町・泉町)で業務を担っているため、統合はできない。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	この事業の人件費にかかる費用は、職員1人分で事務的部分のみなので、削減はできない。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はありませ んか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	施設内各部屋の借用にかかる使用料の歳入があるが、適切な金額と考える。(殆ど市民の健康づくりに関連する行事での借用のため、使用料は無料となっている。)

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 施設管理は長期的にみた経費削減のための方策を検討する。 委託する業務や光熱費においても経費削減を目指す。			
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 経年劣化などで改修経費が高くなることが予測されるが、施設設備及び電気機器等の改修は長期的に見て有効的な改修方法を選択する。また、光熱費においては職員の節電意識を向上させる。				
改革改善による期待成果					
		コスト			
		削減	維持	増加	
成果	向上				
	維持		●		
	低下				
		外部評価の実施	無	実施年度	
		H25進捗状況			
		H25取組内容			
		決算審査特別委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No. 4250578

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部_はつらつ健康課
課長名	蒲生 尚子

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	のぞみ母子センター運営委託事業		会計区分	01 一般会計		
			款項目コード(款-項-目)	03	—	01 — 04
			事業コード(大-中-小)	01	—	33 — 16
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援			
	具体的な施策と内容	2	障がい者への福祉サービスの充実			
事務事業の目的	在宅の障害児及びその疑いがある児童や保護者に対して、身近な地域で療育指導や相談支援等を行うことにより、育児不安を軽減するとともに、地域療育の充実を図る。また、さらに支援が必要な児童に対しては、個々に応じた日常生活の基本的動作や集団生活の適応能力訓練を行うことで社会生活の基本を身につけることができる。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	○八代圏域地域療育センター事業 在宅の障害児及びその疑いがある児童や保護者に対して、身近な地域で療育指導や相談支援等を行う ・相談員による療育相談事業・訪問療育等指導事業・外来療育等指導事業・施設支援一般指導事業 ○児童福祉法による通所支援事業 さらに支援が必要な児童に対して個々に応じた日常生活の基本的動作や集団生活の適応能力訓練を行う ・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス事業					
根拠法令、要綱等	児童福祉法、八代市地域療育推進事業実施要綱					
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
在宅の障害児及びその疑いのある児童や保護者、またそれらの子どもが通っている保育園等の施設職員や地域の住民	・八代圏域地域療育センター事業 相談員による療育相談事業、訪問療育等指導事業、外来療育等指導事業、施設支援一般指導事業
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	・児童福祉法による通所支援事業 児童発達支援事業 放課後等デイサービス事業
・身近な地域で個々に応じた療育を受けることで、社会生活を送るための基本を身につけることができる。 また、療育相談、訪問療育指導、外来療育指導を行うことで保護者の育児不安を軽減するとともに、保育所等の施設支援を行うことで地域全体の療育の充実を図る。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成18年度から県の委託を受け、八代圏域療育推進事業及び障がい者自立支援法による児童デイサービス事業を八代市が所有する総合福祉センターにおいて社会福祉事業団に委託し、実施している。平成24年4月から、児童デイサービスは、児童福祉法に変わり、通所支援事業として、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業を実施していたが、平成26年3月末を以て、市の直営を終了し、事業団独自の実施となる。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)	-	29,925,350	6,248,000	6,248,000	6,248,000	6,248,000	
事業費(直接経費)	(単位:円)	26,645,760	28,875,350	5,198,000	5,198,000	5,198,000	5,198,000	
財源内訳	国県支出金	15,205,180	15,613,000	2,599,000	2,599,000	2,599,000	2,599,000	
	地方債	0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	4,704,451	4,967,000	443,000	443,000	443,000	443,000	
	一般財源 (特別会計→事業収入)	6,736,129	8,295,350	2,156,000	2,156,000	2,156,000	2,156,000	
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	
正規職員従事者数	(単位:人)	-	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	① 八代圏域療育センター事業活動延べ日数	計画	-	316	318	320	322	-
		実績	315	256	-	-	-	-
	②	計画	-	-	-	-	-	-
		実績	-	-	-	-	-	-
	③	計画	-	-	-	-	-	-
実績		-	-	-	-	-	-	
<記述欄>*数値化できない場合								

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 八代圏域療育センター事業延べ利用件数	訪問療育等指導事業、外来療育支援指導事業、施設支援一般指導事業の延べ利用件数	人	計画	-	410	415	420	425	
				実績	406	537	-	-	-	-
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	八代市地域療育推進事業実施要綱において、本市は、児童発達支援等事業と八代圏域地域療育センター事業を実施するとし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人に委託することができるとしているため、本事業委託は施策に結びつく。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	在宅の障害児及びその疑いがある児童や不安をもつ保護者の増加によりニーズは薄れていない。身近な地域で療育指導や相談支援等を行うことにより、育児不安を軽減するとともに、地域療育の充実を図る必要がある。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	八代管内の児童発達支援事業所も10か所に増え、支援内容も充実しつつあることから、市が直営で実施する必要性が薄れてきたことから、児童発達支援事業は、平成26年度末で終了した。圏域地域療育推進事業は発達障害児の増加により、療育の充実が必要である。
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	児童発達支援事業の一日の受け入れ人数調整や、欠席などの理由から、利用者数の増加は当初の見込み数より低い。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 見直しの余地あり 見直すべき	他事業所にはない、母子療育に限定した事業内容であるが、児童だけの療育も取り入れたり、送迎等のサービスを導入するなど民間並みの内容の検討も必要である。
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 見直しの余地あり 可能である	児童発達支援事業は、市の直営から事業団による民間委託とすることで、事務費等のコスト削減が可能となる。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 見直しの余地あり 可能である	現在、のぞみ母子センター事業として、通所支援事業と圏域地域療育推進事業を八代市社会福祉事業団に委託して市が直営で実施しているが、通所支援事業は委託ではなく、他の民間と同じような扶助費払い形式の事業に切り替えていくことで、コストの削減は可能と思われる。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 見直しの余地あり 可能である	市の委託ではなく、他の民間と同じような扶助費払い形式の事業に切り替えていくことで、職員の人件費削減と効率的で個別計画に沿った充実した内容のある事業が展開できるものと考えられる。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 見直しの余地あり 見直しが必要である	児童発達支援事業は、児童福祉法により、1割の受益者負担あり。地域療育推進事業は、現段階では県の補助事業のため、受益者負担はないが、補助制度が廃止された場合には、見直しの余地はある。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 ● 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 通所支援事業については、療育内容の見直しとともに、3月末を以て民間へと移行した。 また、八代圏域地域療育センター事業は、熊本県こども総合療育センターや25年度に設置された熊本県南部発達障がい者支援センター等と連携しながら、療育に関する相談や知識・技術の支援を充実していく。		
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果			
八代圏域地域療育センター事業は、療育に関する個別相談や外来療育等の内容充実を図ることで、保護者の育児不安を軽減するとともに、保育所や学校、通所支援事業等々の施設支援を充実し、地域全体の療育の充実を図る。また、通所支援事業は、平成26年度から、身近な地域で個々に応じた療育が提供できるよう、療育内容の見直しや民間へ移行し、療育の充実を図っていく。				
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上	●		
	維持			
	低下			
外部評価の実施		有：他の制度による外部評価		実施年度
		平成23年度		
改善進捗状況等	H25進捗状況	3. 現状推進		
	H25取組内容	八代圏域地域療育センター事業では、相談員による療育に関する個別相談や外来及び訪問療育加えて、保育所や学校の施設支援事業を実施し地域全体の療育の充実に取り組んだ。 通所支援事業では、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業を実施し身近な地域で個々に応じた療育の提供に努め、社会生活を送るための基本を身につける支援に取り組んだ。		
決算審査特別委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No.	4250581	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部 はつらつ健康課				
				課長名	蒲生 尚子				
評価対象年度	平成25年度	(Plan) 事務事業の計画							
事務事業名	医療費適正化推進事業			会計区分	04 国民健康保険特別会計				
				款項目コード(款-項-目)	08	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	41	—	31	—	03
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営						
事務事業の目的	特定健診受診率向上及び重症化予防事業へ重点的に取り組み、国民健康保険事業の安定的な運営、並びに増大する医療費抑制と医療費の適正化を目指す。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	特定健診・特定保健指導の実施率向上に向け、特定健診の情報提供及び広報活動を行う。								
根拠法令、要綱等	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、第二期八代市特定健診等実施計画								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない		
事業期間	開始年度	平成21年度		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施										
評価対象年度の事業の内容										
対象（誰・何を）				内容（手段、方法等）						
40歳～74歳までの国民健康保険加入者				特定健診受診率向上を図るための事業を実施する。 ・特定健診のポスター、のぼり旗、ステッカーの設置 ・特定健診PR会の開催 ・生活習慣病予防通信紙の発行						
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）										
特定健診受診率向上及び重症化予防のための取り組みを実施し、医療費の適正化を図る。										
事業開始時点からこれまでの状況変化等										
第一期特定健診等実施計画(計画期間:H20年度～H24年度)が終期を迎え、第1期の事業を評価し、第二期特定健診等実施計画(計画期間:H25年度～H29年度)を策定した。										
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費 (単位:円)				-	7,454,111	8,388,000	12,728,000	12,728,000	12,728,000	
事業費(直接経費) (単位:円)				482,720	454,111	758,000	2,228,000	2,228,000	2,228,000	
財源内訳	国県支支出金			0	0	0	0	0	0	
	地方債			0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)			0	0	758,000	2,228,000	2,228,000	2,228,000	
	一般財源 (特別会計→事業収入)			482,720	454,111	0	0	0	0	
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員) (単位:円)				-	7,000,000	7,630,000	10,500,000	10,500,000	10,500,000	
正規職員従事者数 (単位:人)				-	1.00	1.09	1.50	1.50	1.50	
臨時職員等従事者数 (単位:人)				-	0.20	0.20	0.40	0.40	0.40	
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	特定健診受診率	%	計画	-	45	45	50	55	60
				実績	-	-	-	-	-	
	②	重症化予防講演会参加人数(平成26年度新規事業)	人	計画	-	-	80	100	100	100
				実績	-	-	-	-	-	
	③			計画	-	-	-	-	-	
実績				-	-	-	-	-		
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
① メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	法定報告は次年度の11月頃確定するため、前年度の数値で評価する。	%	計画	-	26.5	26	25.5	25.5	25
			実績	26.6	26.4	-	-	-	-
② 特定健診受診者の中でⅡ度高血圧以上の方の割合	重症化しやすい高血圧者の減少を目指す。	%	計画	-	6.7	6.6	6.4	6.2	6
			実績	6.8	6.7	-	-	-	-
③			計画	-					
			実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合									

もたらそうとする効果・成果の数値化
成果指標

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	第二期特定健診等実施計画、第二次八代市保健計画に基づいて取り組んでいる。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	健康への関心は高いが、病院を受診しているため健診を受ける必要がないと思っている人も多く、継続した健診の周知啓発が必要である。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	特定健診の受診率向上及び重症化予防のための取り組みであり、保険者として取り組んでいかなければならない事業である。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	健診受診率の伸び悩みはあるが、特定健診の経年データから有所見者の割合や重症化しやすい高血圧の割合が減少するなど一定の効果が見られている。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	健診PR方法や健診体制等、検討を重ねていく必要がある。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	受診率向上に向けた取り組みについては、健康増進事業における健診（がん検診等）の受診勧奨と同時に実施している状況で、他事業との統合・連携を図っている。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない ● 検討の余地あり 可能である	国保の保健事業の中での連携を検討していく。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない ● 検討の余地あり 可能である	健診のPR等非常勤職員で対応できる。看護職が望ましい。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直しが必要である	重症化予防教室等、より必要な方の参加を求めているため受益者負担は難しい。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) 生活習慣病の発症を予防し、重症化を防ぐために、医療や介護などの関係分野との連携体制を推進するとともに、市民へニーズに即した情報提供や健康に関心をもっていただけるような健康づくり活動の推進に努めていく。	
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果			
改革改善内容 住民自治などの地区組織の協力を得ながら、出前講座等の健康教育や健康づくりに関する情報提供を行っていく。また、より効果的な指導を行うためのスタッフの研修強化や医療機関等関係者との連携体制の構築を目指す。				
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			●
	維持			
	低下			
外部評価の実施		無		実施年度
改善進捗状況等		H25進捗状況		
		H25取組内容		
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No.	4250563	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部_はつらつ健康課				
				課長名	蒲生 尚子				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	各種予防接種事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	04	—	01	—	02
				事業コード(大-中-小)	01	—	31	—	02
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	1	保健・医療の充実						
事務事業の目的	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行う。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	定期予防接種：予防接種法に基づく予防接種を行う。 ・A類疾病予防接種（発生及びまん延を予防。）日本脳炎、麻しん風しん混合、四種混合など ・B類疾病予防接種（発病・重症化を防止。）高齢者インフルエンザ								
根拠法令、要綱等	予防接種法								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託		全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象（誰・何を） 20歳未満と65歳以上の市民	内容（手段、方法等） ・医療機関に予防接種実施を委託し、市民から医療機関へ直接接種希望の予約により実施している。 ・市民に各種予防接種の勧奨をおこなう。（予防接種の勧奨通知を印刷し、学校・幼稚園・保育園等に配布したり、対象者に郵送する。また、母子手帳交付や赤ちゃん訪問時にも予防接種の勧奨を行う。） ・実施時期は高齢者インフルエンザが10月～12月、それ以外は通年。
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか） 乳幼児や児童・生徒に予防接種を実施することにより、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。また、高齢者のインフルエンザ罹患及び罹患時の重症化を防ぐ。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

予防接種法の改正が随時行われていて、定期予防接種ワクチンの種類が年々増加しているため、事業費も増加している。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	—	297,952,549	400,351,000	404,568,000	408,474,000	408,474,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	330,777,666	284,302,549	386,701,000	390,568,000	394,474,000	394,474,000
財源内訳	国県支出金	60,554,000	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	0	0	0
	一般財源（特別会計→事業収入）	270,223,666	284,302,549	386,701,000	390,568,000	394,474,000	394,474,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	13,650,000	13,650,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000
正規職員従事者数	(単位:人)	—	1.95	1.95	2.00	2.00	2.00
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.40	0.25	0.25	0.25	0.25

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	麻しん予防接種率 (1期と2期の平均)	%	計画	—	95	95	95	95
				実績	95.32	97.03	—	—	—
	②			計画	—				
実績						—	—	—	
③			計画	—					
			実績			—	—	—	

<記述欄>※数値化できない場合

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 麻しん患者数	麻しんワクチンの接種は麻しんのまん延を予防するためなので患者数とした。	人	計画	-	0	0	0	0
				実績	0	0	-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	各種予防接種を実施することにより、市民の健康を維持することに結びつく。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	子どもの接種率は、殆どの予防接種において90%を超えている。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	本事業は、予防接種法に基づき市町村の実施が規定されているため、各種予防接種を実施しなければならない、実施することは妥当である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	子どもの接種率は、殆どの予防接種において90%を超えている。特に麻しん(MR)の接種率は、97%を超えている。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	接種率を向上させるため、時間外や休日の接種を行うことも考えられるが、副反応発生時の体制が困難であるため、実施していない。また、年齢範囲等で定期接種として認められない方を市独自の助成を行うことは考えられる。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	予防接種は医療機関しか実施できないため、民間委託等によるコスト削減は難しい。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	目的や形態が類似する事業はない。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない ● 検討の余地あり 可能である	現在は、保健師1名、事務職員1名の2名が兼務で担当しているが、専任1名と非常勤職員等の2名にすることは検討の余地がある。しかし今後も定期接種の種類が増加することや頻りに制度改正があるため、事務職員の従事も必須であり、見直しは難しい。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直しが必要である	A類疾病の定期接種の自己負担は全国的に無料であり、受益者負担はできない。 B類疾病の高齢者のインフルエンザ予防接種は、現在1000円の負担があるが、今後見直す余地はある。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) ● 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 予防接種は、市民の安全性を第一に行うことが必須であるため、法の制約の下で事業を行う。今後、定期接種となるワクチンも増えることから規模が拡充し、コスト増加は確実となる。		
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 今後も定期予防接種ワクチンの種類が増え、市民の安全性は向上し感染のおそれがある疾病にはかかりにくくなるが、その分コストの増加が見込まれる。事務の効率化により少しでも経費削減に取り組む。			
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			●
	維持			
	低下			
		外部評価の実施	無	実施年度
		H25進捗状況		
		H25取組内容		
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No. 4250565

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部 はつらつ健康課
課長名	蒲生 尚子

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	肝炎ウイルス検診事業		会計区分	01 一般会計		
			款項目コード(款-項-目)	04	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	01	—	31 — 04
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	1	保健・医療の充実			
事務事業の目的	肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、肝炎による健康障害を回避し、進行を遅延させることを目的とする。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	平成25年度中に40才、45才、50才、55才、60才、65才、70才の方で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方を対象に、個別に受診勧奨し、自己負担無料で肝炎ウイルス検診を実施する。 ※本事業は、国の肝炎総合対策の推進の一環として実施されており、県・市町村において取り組まれている。					
根拠法令、要綱等	肝炎対策基本法 健康増進法					
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成23年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
平成25年度中に40才、45才、50才、55才、60才、65才、70才の方で、過去に肝炎ウイルス検診を受診したことがない者	<実施方法> 対象者へ個別勧奨のチラシと無料受診券(医療機関健診として実施)を個別に通知 <検診実施期間> 7月～1月 <実施方法> 受診券と問診票を持参の上、指定医療機関へ電話予約し、検診を実施する。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	<検診実施機関> 指定医療機関 60 <自己負担> 無料(自己負担相当額 1,700円) <結果通知> 郵送
肝炎ウイルスに感染すると、将来肝炎を発症し、肝硬変や肝臓がんになる可能性がある。 よって、早期発見・早期治療へ繋げ、発症予防と重症化予防を図る。	「現在、C型肝炎に感染している可能性が極めて高い」と判定された方には、医療機関での結果説明を実施し、必要に応じ肝疾患専門医療機関等の紹介・受診勧奨を行う。 <事業費> 消耗品費 34,260円 印刷製本費 661,468円 郵便料 608,135円 検診委託料 14,117,602円

事業開始時点からこれまでの状況変化等

H23年度までは、肝炎ウイルス二次検診として、肝機能検査ALT(GPT)値36以上で、かつ、総合判定で「要指導」と判定された方を対象に、個別に通知し、肝炎ウイルス二次検診実施していた。自己負担:1,700円
H23年度より、個別勧奨事業が自己負担無料で開始されたため、肝炎ウイルス二次検診は、H24年度以降廃止した。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	-	17,521,465	23,263,000	23,193,000	23,193,000	23,193,000
事業費(直接経費)	(単位:円)		15,421,465	21,093,000	21,093,000	21,093,000	21,093,000
財源内訳	国県支出金		10,888,000	16,019,000	16,019,000	16,019,000	16,019,000
	地方債		0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)		0	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)		4,533,465	5,074,000	5,074,000	5,074,000	5,074,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	2,100,000	2,170,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000
正規職員従事者数	(単位:人)	-	0.30	0.31	0.30	0.30	0.30
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	利用率	%	計画	-	30	30	30	30
				実績	22.4	22.1	-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
実績						-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 肝炎ウイルス検査陽性者発見数	肝炎ウイルス感染が疑われる者の発見数	人	計画	-		35	35	35	35
				実績	31	26	-	-	-	-
	② 肝炎ウイルス陽性者受療率	肝炎ウイルス陽性となった者が医療機関を受診100%を目指し、重症化を防止する。	%	計画	-			100	100	100
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	平成21年に施行された肝炎対策基本法に基づき策定された肝炎対策基本指針による肝炎対策事業である。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	この検診は、肝臓がんの発症予防に直接つながるものとして、市民の関心は高い。肝炎ウイルス感染の早期発見が出来れば、早期治療が可能となり、事業の役割は高い。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	健康増進法に基づき、市町村が実施する事業である。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	肝炎ウイルス陽性となった対象者の追跡調査を行っていない。重症化を防止するためには、早期受診、治療に結びついたのが把握する必要がある。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	検診結果、肝炎ウイルス感染の可能性が高いとされた対象者の受療状況について追跡調査を実施することで、成果指標につながる。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	感染している可能性が極めて高い」と判定された方には、医療機関での結果説明を通知している。また、必要に応じ肝疾患専門医療機関等への紹介・受診勧奨が必要であることから、医療機関健診として実施している。コストの削減は、検診の質や精度管理の低下につながるため難しい。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	対象者を限定するため、他検診とセットでの実施が難しい。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	検診機関への委託事業である。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	個人負担相当分の料金については、健康増進事業10/10の補助メニューにあり無料としている。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) 健康増進法に基づき、市町村が実施に努めなければならない本事業であり、検診をうけて肝炎の早期発見・早期治療により、肝硬変・肝がん死亡の減少を図るため、引き続き事業を推進していく。	
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 陽性者のフォローアップの推進体制を整備し、肝炎の早期発見・早期治療により重症化防止に努める。			
改革改善内容				
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			
外部評価の実施		無		実施年度
改善進捗状況等		H25進捗状況		
		H25取組内容		
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No. 4250564

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部 はつらつ健康課
課長名	蒲生 尚子

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	結核予防事業		会計区分	01 一般会計		
			款項目コード(款-項-目)	04	—	01 — 02
			事業コード(大-中-小)	01	—	31 — 03
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	1	保健・医療の充実			
事務事業の目的	結核のまん延防止を目的とし、胸部レントゲン撮影を実施し、結核患者の早期発見を図る。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、市町村における結核検診は、65才以上に毎年実施となっているが、健康増進法による肺がん検診(40歳以上)も同時に実施しているため、40才以上の方に対して、結核検診(胸部エックス線検査)と肺がん検診を同時に実施している。					
根拠法令、要綱等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(結核予防法は、H19.3. 31をもって廃止)					
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
40才以上の市民	<健診申し込み> 前年度の2月末まで申し込みをとり、次年度の健診を計画する。その後の申し込みについては、健診期間中であれば随時電話等で対応する。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	<実施方法> 複合健診(4月~11月)、巡回健診(7月)の集団健診として実施。
結核患者を早期に発見し、結核のまん延を防止する。	<検査料金>全額八代市負担
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
平成19年度までは、合併前の検診体制を引き継ぎ、巡回健診として実施する地域も広範囲であったが、徐々に検診実施場所を見直し、現在では、旧八代市のみでの実施である。(平成25年度 15日間)	

コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)			-	5,804,826	7,785,000	7,785,000	7,785,000	7,785,000	
	事業費(直接経費)			5,490,100	5,314,826	7,295,000	7,295,000	7,295,000	7,295,000	
	財源内訳	国県支出金			0	0	0	0	0	0
		地方債			0	0	0	0	0	0
		その他特定財源 (特別会計→繰入金)			0	0	0	0	0	0
		一般財源 (特別会計→事業収入)			5,490,100	5,314,826	7,295,000	7,295,000	7,295,000	7,295,000
	人件費			24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)			(単位:円)	-	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000	
正規職員従事者数			(単位:人)	-	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	
臨時職員等従事者数			(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	65歳以上の結核検診受診率	%	計画	-	12	12	13	14	15
				実績	11.7	11.4	-	-	-	-
	②		%	計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
実績						-	-	-	-	
<記述欄>※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①	結核罹患率 熊本県結核対策プランの罹患率目標値(15%以下)に準ずる。(H24年県平均罹患率16.0)	%	計画	-	15	15	15	15	15
				実績	15.3	-	-	-	-	
	②	結核死亡者数 結核死亡者数0を目指す	人	計画	-	0	0	0	0	0
				実績	3	-	-	-	-	
	③			計画	-					
				実績		-	-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき実施している。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	結核予防という目的は変わらない。結核は、過去の病気ではなく、依然として結核予防は重要な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、65歳以上の者及びその他特に必要があると認められた者に対して市長村長が実施しなければならないとされている。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	65歳以上の方の受診率は横ばいである。高齢者の発病が多いという状況を踏まえ、高齢者の受診徹底を図る必要がある。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	高齢者が受けやすい検診体制を検討していく。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	検診機関への委託事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	現在、集団健診のみで実施している。個別の医療機関健診での実施を検討していく。コスト削減は、検診の質や精度管理の低下につながるの難しい。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	検診機関への委託事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	感染症予防の観点から受益者負担は適当でないとする。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等)		(今後の方向性の理由) 40歳以上を対象に肺がん検診と同時に実施しているが、受診率の伸び悩みがあり、特に65歳以上については年々減少している。高齢者が受診しやすいような検診体制の見直しを検討していく必要がある。 また、熊本県の罹患率が微増している状況より、結核に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及啓発を実施し、結核のまん延防止に努めていく。	
	● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果				
改革改善内容 現在、集団検診のみで実施しているが、高齢者が身近なかかりつけ医で検診が受けられるなど体制の見直しを行う。また、結核に対する正しい知識の普及啓発を広報誌、ラジオ、ホームページ等で行っていく。				
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		●	
	低下			
外部評価の実施		無		実施年度
改善進捗状況等		H25進捗状況		
		H25取組内容		
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No.	4250566	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部_はつらつ健康課				
				課長名	蒲生 尚子				
評価対象年度	平成25年度	(Plan) 事務事業の計画							
事務事業名	健康づくり推進事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	04	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	01	—	32	—	01
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	2	健康増進の支援						
	具体的な施策と内容	1	健康づくりの推進						
事務事業の目的	市内20地域において健康づくり活動や特定健診受診率向上のための活動を推進する。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	健康づくりは個人では限界があり、地域住民と共に健康づくり事業を実施し充実を図るために、校区単位で組織し、活動・支援を行う。加えて、健診受診を推奨し、健診結果を基に運動指導事業等を展開し、日頃からの生活習慣を見直すことが大切であることを市民に理解してもらい、自ら健康づくりに取り組む機会を提供する。								
根拠法令、要綱等	21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)、八代市地域健康づくり推進協議会会則								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない		
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
全市民の健康	・八代市地域健康づくり推進協議会開催(年1回) 各校区で行われている健康づくり活動を紹介したり、健診の受診率を向上させるための方策を考える会を開催する。 ・地域健康づくり推進事業費補助金 住民自治化していない7地域に47,500円の活動資金を提供している。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
生活習慣病を知ることにより、住民が自分自身の健康づくりの意識を高め、特定健診の受診率向上を目指す。また、健康づくり推進員等の各地域の住民の協力と、行政が一体となり、健康づくりを推進し、介護保険費や国保の医療費の削減を目標とする。	
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
「地域健康づくり推進協議会」には各校区に活動費として47,500円を支援していたが、平成26年度から住民自治の組織になるため、当課からの補助金はなくなった。(住民自治の活動資金の一部となる。) 各校区で活動された健康づくりの事例や情報交換はこれまで通り継続し、市民の健康づくりを支援していく。	

コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)			-	10,177,344	9,866,000	9,866,000	9,866,000	9,866,000
	事業費(直接経費)			934,452	447,344	136,000	136,000	136,000	136,000
	財源内訳	国県支出金		0	0	0	0	0	0
		地方債		0	0	0	0	0	0
		その他特定財源 (特別会計→繰入金)		0	0	0	0	0	0
		一般財源 (特別会計→事業収入)		934,452	447,344	136,000	136,000	136,000	136,000
	人件費			24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)			(単位:円)	-	9,730,000	9,730,000	9,730,000	9,730,000	
正規職員従事者数			(単位:人)	-	1.39	1.39	1.39	1.39	
臨時職員等従事者数			(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	八代市地域健康づくり連絡会の開催数	回数	計画	-	1	1	1	1
				実績	1	1	-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
実績						-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
				①	計画	-			
			実績			-	-	-	-
②			計画	-					
			実績			-	-	-	-
③			計画	-					
			実績			-	-	-	-

もたらそうとする効果・成果の数値化

成果指標

〈記述欄〉※数値化できない場合
健康づくり活動による健康の度合いが単純には計れない。

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点	チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	市民が自分自身の健康づくりの意識を高め、健診の受診率向上を目指し、介護保険費や医療費の削減に寄与する。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	市民の健康づくりに寄与する事業で、役割は大きい。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当です か(国・県・民間と競合していません か)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	住民自治の活動として健康づくり推進活動をおこなっているが、他地域の活動情報の交換や、特定健診等行政から発信する情報等を提供する会なので、取りまとめる役割から行政が行うことに妥当性はある。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	特定健診受診率はあまり順調とは言えない。受診率向上のための方策を各地域・行政で検討していく。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか (成果をこれ以上伸ばすことはできま せんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	特定健診受診率はあまり順調とは言えない。受診率向上のための方策を各地域・行政で検討していく。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削減 することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	H25までは健康づくりの活動費として、7校区に47,500円を補助しているが、H26から全ての校区が住民自治活動になることにより、住民自治の活動経費の一部として統合される。そのため事業費は会議に係る費用(費用弁償等)のみとなる。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	生活習慣病予防を支援するという共通の目的から健康増進事業との連携・統合は考えられる。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等 による対応その他の方法により、人件 費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	各地域の行事等に保健師を派遣しているが、健診や保健指導及び食育等専門的なことが多く、非常勤職員では対応できない。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、 受益者負担を見直す必要はありませ んか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	現在は受益者負担はない。保健事業の一環として今後も受益者負担制度は設けない。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) ・特定健診受診率向上のための有効な手段を検討していく。 ・保健師や栄養士を校区の行事や事業に派遣し、地域の健康づくりに積極的に寄与する。	
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果			
改革改善内容 生活習慣病の改善のために特定健診の必要性を行政と地域健康づくり組織で啓発し、特定健診受診率を向上させ、介護保険費や医療費の削減に少しでも寄与する。				
改革改善による期待成果				
成果	コスト			
		削減	維持	増加
	向上	●		
	維持			
低下				
外部評価の実施		有：外部評価(市民事業仕分け)		実施年度
				平成22年度
改善進捗状況等	H25進捗状況	3. 現状推進		
	H25取組内容	ここ数年取組内容に変化なし		
決算審査特別委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)			

No. 4250567

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部_はつらつ健康課
課長名	蒲生 尚子

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	健康増進事業		会計区分		01 一般会計	
			款項目コード(款-項-目)	04	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	01	—	32 — 04
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	2	健康増進の支援			
	具体的な施策と内容	2	生活習慣病予防の推進			
事務事業の目的	青壮年期からの健康づくりと、糖尿病・脳血管疾患・心臓病等の生活習慣病の発症予防、早期発見、早期治療により健康寿命を延伸し、市民の健康の保持増進に資することを目的とする。□					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	【健康増進法第17条及び第19条の2に規定する事業】①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④訪問指導⑤歯周疾患検診⑥基本健康診査(生活保護受給者)⑦がん検診(胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん) 【がん検診推進事業】がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的として平成21年度から女性特有のがん検診、平成23年度から働く世代の大腸がん検診が開始された。 【本市独自の事業】ヤング健診、腹部超音波健診、前立腺がん検診、歯周疾患健診(20~39歳及び40歳以上の節目年齢以外の者)					
根拠法令、要綱等	健康増進法、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、地域保健法					
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定	

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
20歳以上の市民	①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④訪問指導⑤歯周疾患検診⑥基本健康診査(生活保護受給者)⑦がん検診(胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん)
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	⑧ヤング健診、腹部超音波健診、前立腺がん検診、歯周疾患健診
青壮年期からの健康の保持増進、疾病の早期発見を図ることにより健康寿命を延伸する。特にがんの早期発見・早期治療によりがんによる死亡者の減少を図る。また高血圧や高血糖の改善を中心とした健康教育・相談等の充実強化により、糖尿病や心疾患・脳血管疾患の発症および重症化を予防する。このことにより医療費の増加を防ぐとともに、市民の健康を増進する。	<各種検診の実施方法> 複合健診(4月~11月)、巡回健診(7~8月)として集団健診を実施。医療機関健診(7月~1月)として個別健診を実施。 <自己負担金> 集団・個別健診での自己負担金の設定あり。 ※がん検診推進事業 子宮がん検診(20歳及びH21~23の未受診者) 乳がん検診(40歳及びH21~23の未受診者) 大腸がん検診(40歳~60歳の5歳刻み)の方に対して、自己負担無料(検診無料クーポン券)で実施。

事業開始時点からこれまでの状況変化等

老人保健法の中で40歳以上を対象に健診や健康教育・相談等を実施していたが、基本健診については平成20年度から「特定健診」に移行された。健康教育・相談、訪問指導、がん検診等は健康増進法に基づく健康増進事業として、引き続き実施している。がん検診推進事業として平成21年度からは子宮がん・乳がん検診、平成23年度からは大腸がん検診において節目年齢の人に自己負担無料で実施。本年度は子宮がん検診は20歳及びH21~23の未受診者、乳がん検診は40歳及びH21~23の未受診者に無料クーポン券送付。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	-	149,943,812	167,987,000	167,987,000	167,987,000	167,987,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	118,430,335	116,343,812	134,387,000	134,387,000	134,387,000	134,387,000
財源内訳	国県支出金	13,085,000	10,605,000	17,288,000	17,288,000	17,288,000	17,288,000
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	388,500	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)	105,345,335	105,350,312	117,099,000	117,099,000	117,099,000	117,099,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	33,600,000	33,600,000	33,600,000	33,600,000	33,600,000
正規職員従事者数	(単位:人)	-	4.80	4.80	4.80	4.80	4.80
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.25	0.50	0.50	0.50	0.50

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	がん検診受診者総数	人	計画	-	33500	34000	34500	35000
				実績	32807	32745	-	-	-
	②			計画	-				
				実績					
	③			計画	-				
実績									
<記述欄>※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 生活習慣病による死亡する人の割合	生活習慣改善により重症化を予防し、がん・心疾患・脳血管疾患による死亡者数が減少(H24人口動態調査)	%	計画	-		51.5	51	50.5	50
				実績	51.6	52.2	-	-	-	-
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
<記述欄>※数値化できない場合 人口動態調査の公表は2年遅れとなるため、平成25年度実績は平成24年度の人口動態調査を使用。										

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	健康増進法、八代市総合計画及び保健計画の目的と結びついている。	
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	健康寿命を延ばし、健やかに暮らしたいという市民の希望は変わらない。健康を守るための行動が若い世代からできるよう、健康教育や健康相談、各種健診を充実させている。	
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	各種健診や事後指導を身近なところで受けられる体制を市が整備することは妥当である。	
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	生活習慣病による死亡者の割合が平成23年51.6、平成24年52.2と増加しており、あまり順調ではない。糖尿病や高血圧、腎疾患の予防対策にさらに力を入れることが必要。	
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	がん検診について、要精密検査となった人の精密検査受診率は、H23が77.2%、H24が79.3%となっている。未受診者を減らすためには、必要性についての啓発とさらなる受診勧奨が必要。	
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	現在、実施している事前準備・健診受付等に係る職員の事務作業を委託事業として検討していくことは可能である。	
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	がん検診についてはすでに特定健診等と複合的に実施している。	
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	非常勤職員等による対応も考えられるが、実施する業務に限界がある。	
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	特定の年齢の方に対して、自己負担無料としている。がんの早期発見・早期治療のためには、その他の年齢の方にも自己負担金の軽減等検討の余地はあると考える。	

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 本市の健康状況をみると現在実施している検診は継続して実施すべきであり、申込方法や日程・事後指導の方法等含めて、市民がわかりやすく受診しやすい体制を拡充する。さらに検診後の健康相談を充実させるとともに、講演会や各地区の健康教育などを充実していくことが必要である。 また八代市郡医師会や、地域農業協同組合、商工会議所などの団体、まちづくり協議会など、様々な組織と連携協力していく。		
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果			
	まずはがん検診受診率をあげることが重要であるため、健診の方法や、自己負担金の軽減、節目年齢での補助拡大を国の動向を見ながら検討する。特に若い年齢での検診受診は重要で、妊婦健診で異常があった人に、乳児全戸訪問事業を活用しヤング健診やがん検診を勧める。また検診後のフォロー体制について、健診受託機関や市郡医師会と検討し内容の充実を図ることにより、生活習慣病の発症と重症化の予防、さらにはがんによる早世を予防する。			
改革改善による期待成果				
成果	コスト			
		削減	維持	増加
	向上		●	
	維持			
	低下			
		外部評価の実施	無	実施年度
		H25進捗状況		
		H25取組内容		
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No. 4250571

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部 はつらつ健康課
課長名	蒲生 尚子

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	健康保持増進事業(高齢者健診)		会計区分	06 後期高齢者医療特別会計		
			款項目コード(款-項-目)	03	—	01 — 01
			事業コード(大-中-小)	61	—	31 — 08
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	2	健康増進の支援			
	具体的な施策と内容	2	生活習慣病予防の推進			
事務事業の目的	高齢者の医療の確保に関する法律第125条の規定に基づき、被保険者の健康の保持増進を目的として実施する。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	熊本県後期高齢者医療広域連合からの委託事業として高齢者健診を実施している。					
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律					
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	一部委託	● 全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
後期高齢者医療の被保険者	(実施方法) 複合健診(4月~11月)、巡回健診(7月)として集団健診を実施。 医療機関健診(7月~1月)として個別健診を実施。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	(自己負担金) 800円
糖尿病等の生活習慣病を早期発見により重症化を予防し、適切な医療につなぐことで医療費負担の軽減を図る共に、高齢者の健康の保持増進を目指す。	(検査項目) 問診、身体測定、理学的検査、尿糖・尿蛋白・尿潜血、血圧測定、貧血検査、中性脂肪検査、HDL・LDL-コレステロール検査、空腹時血糖・ヘモグロビンA1c検査、腎機能検査(クレアチニン)、血清尿酸、肝機能(GOT, GPT, r-GTP)検査。 ※医師の判断により、心電図・眼底検査の実施
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
【受診対象者について】制度施行時は、生活習慣病についてかかりつけ医を受診している者は本健診を受診する必要がないとされていた。平成20年12月24日付け厚生労働省の通知において、治療中の方を一律に除外するものではないと方針が変わり、希望者に対して高齢者健診を実施している。	

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費	(単位:円)	-	11,494,715	14,465,000	19,106,000	23,537,000	23,537,000
事業費(直接経費)	(単位:円)	8,441,601	8,204,715	11,175,000	15,606,000	20,037,000	20,037,000
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)	8,441,601	8,204,715	11,175,000	15,606,000	20,037,000	20,037,000
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	3,290,000	3,290,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
正規職員従事者数	(単位:人)	-	0.47	0.47	0.50	0.50	0.50
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	健診申込数(2月末現在)	人	計画	-	600	600	1200	1800
				実績	587	-	-	-	-
	②			計画	-				
				実績		-	-	-	-
	③			計画	-				
				実績		-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 健診受診率	健診受診者が増えることで健診の成果を目指す。	%	計画	-		6	8	10	10
				実績	5.1	4.92	-	-	-	-
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	高齢者健診は、高齢者医療確保法において広域連合の努力義務となっており、熊本県では各市町村に委託されている。高齢者の健康増進の支援を図るものであり結びつく。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	高齢者健診申請がわかりにくい等の声や特定健診と同様に申込み書送付の要望あり。(40歳から74歳までの特定健診は個別通知を行っている。)一方では病院に受診しているので健診は不要と思っている人も多く、受診率が低い。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	熊本県後期高齢者医療広域連合からの委託事業である。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	八代市は平成25年度目標受診率6%に対して、受診率4.91%と低い。熊本県の平均受診率9.92%(平成24年度)の半数にも及んでいない。熊本県は平成26年度の目標受診率を13%としている。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	現在、がん検診等と同様の方法で、市報折込で申込書を配布し、郵送、FAX、回収箱にて申込書の提出をお願いしているが、申込方法がわかりにくい、申込書の郵送を希望する声が多い。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	健診機関への委託事業である。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	特定健診の一括申込(郵送法)と統合することは可能であるがシステムの改修等が必要。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	健診の事前準備については非常勤職員等による対応も考えられるが、実施する業務に限界がある。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	熊本県後期高齢者医療広域連合により検討されている事項であるが、現在のところ、県内における自己負担金は一律800円とされている。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 高齢者健診は、生活習慣病等の早期発見と後期高齢者の健康保持・増進を推進していく上で、今後も継続して実施する必要がある。		
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果			
	受診率向上につながるよう効果的な広報活動を実施し、市民への周知を図っていく。対象者にわかりやすい申込方法等を検討する。			
改革改善による期待成果				
成果	コスト			
		削減	維持	増加
	向上			●
	維持			
	低下			
外部評価の実施		無		実施年度
改善進捗状況等	H25進捗状況			
	H25取組内容			
決算審査特別委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No.	4250576	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部_はつらつ健康課				
				課長名	蒲生 尚子				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	歯科保健推進事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	04	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	01	—	32	—	02
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	2	健康増進の支援						
	具体的な施策と内容	1	健康づくりの推進						
事務事業の目的	歯や口腔を健康に保つことは、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、日常生活における「むし歯」及び「歯周疾患」の予防に向けた取り組みを推進するとともに、歯科疾患の早期発見、早期治療を促進する。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	乳幼児から高齢者までの全市民を対象として、歯科健診及び歯科指導や歯質強化のためのフッ化物応用事業、歯科健康教育等を通じて、「むし歯」や「歯周疾患」の予防を行うとともに、早期発見・早期治療を促す。 本事業においては、2歳児歯科健診、心身障害者(児)歯科健診、乳幼児健診でのフッ化物塗布、保育園等におけるフッ化物洗口、子育て支援センター・保育園等における虫歯予防教育、歯の祭典における「歯と口の衛生普及事業」を展開する。 その他、乳幼児健康支援事業や健康増進事業において、乳幼児歯科健診や歯周疾患検診を行う。								
根拠法令、要綱等	健康増進法、歯科口腔保健の推進に関する法律								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託		全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施										
評価対象年度の事業の内容										
対象 (誰・何を)	乳幼児から高齢者までの全市民									
内容 (手段、方法等)	○2歳児歯科健診 : 年29回 歯科診察及び歯科指導、フッ化物歯面塗布。 ○心身障害者(児) : 保健センターを会場に年2回、心身障害児者への歯科健診 科診察及び保護者を含めた歯科指導。 ○フッ化物応用事業 : 1歳半健診時でのフッ化物歯面塗布。 ○歯の祭典委託 : 年1回、歯と口の健康週間として、ハーモニーホール ゆめタウン八代、八代歯科医師会口腔保健センターを会場に、歯科健診、歯科相談、ブラッシング指導、フッ化物塗布、矯正、くすり・栄養・健康、相談等の催しを歯科医師会に委託して実施。									
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	歯科保健の意識の向上を図り、むし歯や歯周疾患の予防のためのブラッシングやフッ化物の応用、定期健診受診などの取り組みができることで、むし歯有病率の減少と中等度以上の歯周疾患がある者の減少を図る。									
事業開始時点からこれまでの状況変化等										
平成12年度から歯科保健の向上を目的に事業開始し、2歳児歯科健診の回数拡大や染出し液を利用したブラッシング指導、フッ化物応用などの内容充実を図ってきており、歯の祭典は年々参加者は増加し、市民に定着しつつある。										
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費 (単位:円)				-	8,062,344	8,013,000	8,013,000	8,013,000	8,013,000	
事業費(直接経費) (単位:円)				2,696,543	2,322,344	2,273,000	2,273,000	2,273,000	2,273,000	
財源内訳	国県支支出金			54,000	31,000	0	0	0	0	
	地方債			0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)			0	0	0	0	0	0	
	一般財源 (特別会計→事業収入)			2,642,543	2,291,344	2,273,000	2,273,000	2,273,000	2,273,000	
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員) (単位:円)				-	5,740,000	5,740,000	5,740,000	5,740,000	5,740,000	
正規職員従事者数 (単位:人)				-	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82	
臨時職員等従事者数 (単位:人)				-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	2歳児歯科健診受診率	%	計画	-	84	86	88	89	90
				実績	82.4	84	-	-	-	-
	②	歯周疾患検診受診者数(40歳以上)	人	計画	-	500	510	520	530	540
				実績	494	462	-	-	-	-
	③			計画	-					
実績										
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 3歳児健診におけるむし歯保有率	3歳児健診でむし歯を保有している者の割合	%	計画	-	30口	28	25	22	20
				実績	31.5	26.6	-	-	-	-
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	むし歯保有率は県平均より高く、歯周疾患検診の受診者も少ないが、歯周疾患は全身の健康に影響を及ぼし、他の重篤な疾患の原因にもなっていることを踏まえ、今後さらに、乳幼児から高齢者を含めたむし歯予防、歯周疾患予防教育の充実を図り、定期健診やブラッシング指導等を受けら
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	歯やお口の健康は、口腔内だけでなく全身疾患との関係性も言われている中、市民が健康的に生活する上で欠かすことのできない課題であり、市民ニーズや社会状況の変化にとらわれずに推進することが必要である。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	乳幼児健診時等に合わせて集団で実施することで、全ての乳幼児に歯科健診、歯科健康教育・相談を行え、また、むし歯予防の必要性や定期健診の周知を行うことができる。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	むし歯保有率や歯周疾患検診受診者はほとんど横ばいで、成果が上がっていない。フッ化物応用の推進を図るとともに、2歳児歯科健診や歯周疾患検診の受診奨励や検診体制等、受診率を向上させるための協議が必要である。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	フッ化物応用の推進を図るとともに、2歳児歯科健診や歯周疾患検診の受診奨励や検診体制等、受診率を向上させるための協議が必要である。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	現在実施している歯科健診の事前準備・支払事務等を歯科医師会への委託を検討することで、人件費の削減も可能と思われる。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	歯周疾患検診は、ヤング健診や複合健診の集団健診の中で実施することで受診率向上を目指しているが、受診者が少ない。個別による医療機関健診等、より効率的で、コスト削減できる方法を今後協議して行く必要がある。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	歯科保健専門に従事する職員は、一人のため、成果を下げずに人件費を削減することは不可能である。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	歯周疾患検診の受診者数を増やすためには、健診体制のあり方や自己負担の引き下げ等、今後協議して行く必要があると考える。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 ● 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		(今後の方向性の理由) 八代市保健計画(第二次)に基づいた、乳幼児から高齢者を含めたむし歯予防、歯周疾患予防教育の充実を図るためには、現事業の定期健診やブラッシング指導等を受けられる場の確保や歯科保健に関する知識の普及に努める等、さらに改善が必要である。	
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果			
改革改善内容				
・歯科保健に関する意識の向上(広報誌等による周知・啓発) ・ライフステージに応じた歯科保健の推進(歯科健診及び歯科指導・フッ化物応用による予防処置)				
改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			
外部評価の実施		無		実施年度
改善進捗状況等		H25進捗状況		
		H25取組内容		
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No.	4250568	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
評価対象年度		平成25年度		所管課・係名	健康福祉部_はつらつ健康課				
				課長名	蒲生 尚子				
(Plan) 事務事業の計画									
事務事業名	食生活改善推進事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	04	—	01	—	01
				事業コード(大-中-小)	01	—	32	—	06
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	2	健康増進の支援						
	具体的な施策と内容	3	食育の推進						
事務事業の目的	子ども達への「食育」をはじめ、食文化の継承、生活習慣病等の予防、高齢者の低栄養予防などを広く普及させること。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	現代は、健全な食生活が失われつつあり、子ども達への「食育」をはじめ、食文化の継承、生活習慣病等の予防、高齢者の低栄養予防など、地域を挙げたそれらへの取り組みが必要だと言われている。このような状況に対処するために、食生活改善推進員養成事業を行い、地域の推進員を養成する。 また、食生活改善推進員協議会活動事業は、食生活を通じたメタボリックシンドローム予防及び健診の重要性を普及するため、食生活改善推進員に対する研修会を開催し、健康づくりの普及啓発活動が地域で行えるように支援する。								
根拠法令、要綱等	食育基本法、婦人の健康づくり推進事業等実施要綱、地域保健対策の推進に関する基本的な指針								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)		
	その他()						● 1 義務である 2 義務ではない		
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
市民	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員養成事業 養成講座を開催し、地域ボランティアである食生活改善推進員(ヘルスマイト)を養成する。 食生活改善推進員協議会活動事業 食生活を通じたメタボリックシンドローム予防及び健診の重要性を普及するため、ヘルスマイトに対する研修会を開催し、健康づくりの普及啓発活動が地域で行えるように支援する。 生活習慣病予防の支援 乳幼児健康診査時の栄養相談、保育園・小中学校・高校での食育教室、健康診査結果に基づいた栄養指導、家庭訪問による栄養指導などを行っている。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
食生活改善推進員(ヘルスマイト)による地域活動を積極的に行うことで、住民参加型の健康づくりとなり、多くの住民への食生活改善の普及啓発が行え、地域全体に健康づくりに関する情報提供ができる。	
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
食生活改善推進活動数は増加、活動に参加する人の年齢層は幅広くなっているが、養成講座受講生が減少傾向にある。 平成24年度から国において男性の食生活改善推進員の加入が認められた。	

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込			
総事業費	(単位:円)	—	6,930,501	6,947,000	6,947,000	6,947,000	6,947,000			
	事業費(直接経費)	(単位:円)	1,144,448	1,120,501	1,137,000	1,137,000	1,137,000	1,137,000		
	財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0		
		地方債	0	0	0	0	0	0		
		その他特定財源 (特別会計→繰入金)	42,000	22,000	63,000	63,000	63,000	63,000		
		一般財源 (特別会計→事業収入)	1,102,448	1,098,501	1,074,000	1,074,000	1,074,000	1,074,000		
	人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	5,810,000	5,810,000	5,810,000	5,810,000	5,810,000			
正規職員従事者数	(単位:人)	—	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83			
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	食生活改善推進員研修会 リーダー研修会 全会員対象の研修会	回	計画	—	6	6	6	6	6
				実績	6	6	—	—	—	—
	②	ヘルスマイト養成講座受講者数	人	計画	—	20	20	20	20	20
				実績	12	7	—	—	—	—
	③			計画	—	—	—	—	—	—
実績				—	—	—	—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 地域食育活動回数	地域で活動する推進員が市民の健康づくりのために行う活動の回数	回	計画	-	3000	3100	3200	3300	3400
				実績	2281	4938	-	-	-	-
	② 地域食育活動参加者数	健康づくりのために行う活動に参加した人数	人	計画	-	10000	10500	11000	11500	12000
				実績	7750	12440	-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	食生活改善推進事業は国の指針より、ヘルスマイトの養成、地域活動の発展及び組織の強化に努めるよう市町村が指導することになっている。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	生活習慣病予防の支援(乳幼児健康診査時の栄養相談、保育園・小中学校・高校での食育教室、メタボリックシンドローム予防等)は市民の関心も高いと考える。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	食生活改善推進事業は国の指針より、ヘルスマイトの養成、地域活動の発展及び組織の強化に努めるよう市町村が指導することになっている。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	食生活改善事業の推進のために地域ボランティアの推進員を養成することは有効であるが、養成講座への応募者数が減少している。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	ヘルスマイト養成制度を見直し、食生活改善推進員数(現在134人)が増加する方法を検討する必要がある。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	食生活改善推進事業は国の指針より、ヘルスマイトの養成、地域活動の発展及び組織の強化に努めるよう市町村が指導することになっている。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	健康づくりの関連から健康づくり推進事業との連携を行っている。コストの削減はできない。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	ヘルスマイトはボランティアによる活動を行っている。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	食生活改善推進員は住民参加型の地域ボランティア形式で活動してもらっているため、同組織の講習会・研修会等の実費に必要な経費については補助金を支出している。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 食生活改善推進員を養成する機会や研修会を増やし、地域での健康づくりの普及啓発活動が積極的に行えるよう支援していく。		
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果			
	地域の健康づくり推進活動を充実させるために、平成26年度から今までよりもヘルスマイトになりやすい養成制度の導入を行う。			
改革改善による期待成果				
成果	コスト			
		削減	維持	増加
	向上		●	
	維持			
	低下			
		外部評価の実施	無	実施年度
		改善進捗状況等		
		H25進捗状況		
		H25取組内容		
		決算審査特別委員会における意見等	(委員からの意見等)	
		特になし		